様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃしのけんぐるーぷ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社シノケングループ  （ふりがな）たまき　たかし  （法人の場合）代表者の氏名 玉置　貴史  住所　〒810-0001  福岡県 福岡市中央区 天神１丁目１番１号  法人番号　1010001228043  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　『中長期ビジョン2020』 | | 公表日 | ①　2020年11月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.shinoken.co.jp/Presses/get\_img/502/file1\_path/20201118\_502.pdf  　ページ：P.2『REaaSで人々や社会の課題を解決する』  ページ：P.11『これからの不動産流通のあるべき姿』 | | 記載内容抜粋 | ①　ページ：P.2『REaaSで人々や社会の課題を解決する』※抜粋内容  『ビジネスモデルの革新とテクノロジーの融合により、より多くの人々が手軽に安全に少額から不動産取引がしやすくなるREaaSを推進することで、将来の経済的不安だけでなく、現在起きている介護問題や労働者不足などを含む様々な社会課題を解決していきます。』  ページ：P.11『これからの不動産流通のあるべき姿』※抜粋内容  「⼈と⼈のリアルな信頼関係」＋「デジタルトランスフォーメーション」によりREaaSを実現し、⾼度化属性に制限されず国境を超えて、誰もが不動産のサービスにアクセスできる世界を実現 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記公表文書は、取締役会における権限移譲を受け、経営会議で承認された内容を公開しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　『中長期ビジョン2020』  ②　『DXへの取組み』  ③　『シノケン、デジタルトランスフォーメーションを加速　コンピュータシステム株式会社(CSC)を完全子会社化』 | | 公表日 | ①　2020年11月18日  ②　2023年10月13日  ③　2021年 2月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.shinoken.co.jp/Presses/get\_img/502/file1\_path/20201118\_502.pdf  　ページ：P.12『「不動産のトラスト DX」で「デジタルの信頼」のプラットフォームを構築』  ページ：P.13『「不動産のトラスト DX」のイメージ 』  ②　当社ホームページ  　https://www.shinoken.co.jp/about/DX/  ③　当社ホームページ  　https://www.shinoken.co.jp/Presses/get\_img/529/file1\_path/20210226\_529.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　ページ：P.12『「不動産のトラストDX」で「デジタルの信頼」のプラットフォームを構築』※抜粋内容  『不動産業界における DX は、①効率化:アナログ中心だった不動産取引をデジタル化、②高付加価値化：AI, IoT, VR 等を用いて、デジタル化した取引および商品・サービスそのものの付加価値向上、③データ流通の信頼性確保：顧客、企業、自治体など事業に関連する利害関係者の間で、正当性、改ざん防止、完全性を担保した信頼性のある自由データ流通インフラの整備、の３段階があります。トラスト DX は③にフォーカスした取り組みです。トラストDX は、データの正当性（⼈、組織、IoT 機器、デジタル取引）、データの改ざん防⽌（暗号化技術、ブロックチェーン技術）、データの完全性などを組み合わせた「トラストサービス」を軸に築き上げていくものです。』  P.13『「不動産のトラスト DX」のイメージ 』上段　※図示されている内容  『不動産取引の各フェーズ（購入申込、契約、融資申込、決済、登記）において、「不動産のトラストDX」として、デジタルIDによる個人・組織証明、改ざん防止、「効率化DX」として、透明化、ならびに、不動産取引の非対面化・オンライン化（WEB面談・IT重説・電子契約）を行う。このことより、従来は対面・紙ベース・ハンコが前提の取引がオンライン化されることで、顧客や取引の上で関連する事業者だけでなく当社としても、書類記入や本人確認などの手間、労力が軽減され、業務効率の大きな改善が期待できる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記公表文書は、取締役会における権限移譲を受け、経営会議で承認された内容を公開しております。  ②　上記公表文書は、取締役会における権限移譲を受け、経営会議で承認された内容を公開しております。  ③　上記公表文書は、取締役会における権限移譲を受け、経営会議で承認された内容を公開しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　『中長期ビジョン2020』  　P.11『「不動産のトラストDX」で、再び起こす不動産流通革新』  ②　『DXへの取組み』  　『DX推進体制』  『人材育成・確保の体制』 | | 記載内容抜粋 | ①　『「不動産のトラストDX」で、再び起こす不動産流通革新』※抜粋内容  『REaaS を実現するにあたり、単なるDXによる効率化に留まらず、不動産取引を真の意味で電子化するには不可欠な要素である「トラストDX」の推進を踏まえ、DXを AI や IoT の SaaS／ASP で支援する株式会社スカラ（代表者：梛野憲克）と不動産取引およびライフサポートサービスに関して、デジタル上のデータ流通の信頼性向上を推進する「トラストDX」に関して共同研究および共同開発を行うことで合意いたしました。』  ②　『DX推進体制』※抜粋内容  当社グループは組織全体におけるDXの成功に向けて、連携、効率性、洞察を高める機能として、本社部門に「DX推進室」を設置し、グループ全社を横断的に俯瞰し、具体的な業務改善と新たなビジネスの創造を進めております。  『人材育成・確保の体制』※抜粋内容  DX推進に伴い、必要な人材の育成および確保を行えるよう、さまざまなデジタルプロジェクトへの積極的な参加と、新しいアイデアの共有を奨励し、社員の自己成長を促進します。また、デジタルスキルの業務定着を図ることで、ITに強い人材育成・確保に取り組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③　『シノケン、デジタルトランスフォーメーションを加速　コンピュータシステム株式会社(CSC)を完全子会社化』  　当プレスリリース中段 | | 記載内容抜粋 | ③　SKO 情報システム室が推進する、当社グループの基幹系システムの刷新と、次世代システムの開発支援を行う他、株式会社 REaaS Technologies (https://www.reaas.tech/)と、その子会社である株式会社 POINT EDGE (https://pointedge.work/)と協働し、「トラストDX プラットフォーム」の開発プロジェクトや各種アプリ開発を支援し、加速させます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　『中長期ビジョン2020』 | | 公表日 | ①　2020年11月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.shinoken.co.jp/Presses/get\_img/502/file1\_path/20201118\_502.pdf  　ページ：P.16『中長期ビジョン』第三段落 | | 記載内容抜粋 | ①　第⼀弾として、その基礎となる「不動産のトラスト DX」の初期開発は進んでおり、まずは国内運⽤において、既存の煩雑な取引プロセスのリエンジニアリングにより、早期に 10 億円規模の効果を創出します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月 5日 | | 発信方法 | ①　『トップメッセージ』  　当社ホームページ  　https://www.shinoken.co.jp/about/message/  　当ページ内三段落 | | 発信内容 | ①　『当社グループは、これまで推進してきたセキュアでスマートな顧客体験を実現する電子契約プラットフォーム「トラストDX」を始めとしたDX領域における取り組みを進化させるなど、業務のデジタル化を推進するだけでなく、生成AIの業務活用を顧客体験価値の向上に繋げるとともに、社内の業務改革推進のスピードを速め、当社グループのビジョンである「世界中のあらゆる世代のライフサポートカンパニー」として、持続可能な体制を構築してまいります。』 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | ① 内部統制報告制度（J-SOX）におけるIT内部統制（IT全社統制、IT全般統制、IT業務処理統制）においてチェックリストを用い、内部監査を実施しております。  ② 当社「情報管理規程」にならい、情報セキュリティ対策を継続的に実施しております。  ●技術的セキュリティ対策：  ランサムウェア対策ソフトの導入やアタックサーフェス(Attack Surface)診断の実施  運用管理ソフトウェアによるPC・デバイス管理等  ●物理的セキュリティ対策：  ICカード認証システムによる入退室管理  データ通信機器等設置施設への立ち入り防止等  ●人的セキュリティ対策：  ランサムウェア対策の一環として、標的型メール訓練に加え、全社員を対象としたEラーニング形式のセキュリティ研修の実施  誓約書による情報セキュリティに関する意識付け |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。